

青森県報

第千九百二十二号

平成十三年九月十七日(月曜日)

目次

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……一

教育委員会

○青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(県立学校課) ……一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年九月十七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 谷川建材工業
- 二 氏名 谷川勝則
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字石手洗字京塚一の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―一)第一六八三九号
- 五 取消年月日 平成十三年九月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年八月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、別に学期を定めることができる。

第四条第一項第十号中「二十四日」及び「七日」を削り、「期間において」の下

に「十四日以内で」を加える。

第四条第五項中「単位制による課程を置く高等学校」を「前条第三項の規定により別に学期を定める場合」に改める。

第八条中「各教科、科目の目標」を「各教科・科目の目標及び総合的な学習の時間のねらい」に改める。

第十三条第三項中「単位制による課程」を「学年による教育課程の区分を設けない課程」に改める。

第二十二條第一項を次のように改める。

校長は、生徒が学校で定めた卒業までに履修させる各教科・科目及び特別活動を履修し、並びに卒業までに行うべき総合的な学習の時間における学習活動を行い、それらの成果が満足できるものと認められる場合は、卒業を認定する。この場合において、生徒が修得したものと認定された単位数の計は、七十四単位以上でなければならぬ。

附 則

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正後の規則第三条第三項の規定による届出及び改正後の規則第四条第五項の規定による届出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社
----------------------------------	---

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭